

令和6年第5回仁木町教育委員会定例会会議録

令和6年5月17日、仁木町役場「委員会室」において、第5回仁木町教育委員会定例会を開催。

●出席委員 岩井教育長、加藤教育長職務代理者、渡委員、朝山委員、吉本委員

●会議に参加した者 和田次長、岩井係長

岩井教育長	午前9時30分、開会を宣言。出席者は教育長及び教育委員4名であり、過半数に達しており、会議は成立した旨を宣する。
	日程第1、会期決定を上程。会期は、本日1日限りとする旨を宣する。
	日程第2、会議録承認を上程。
	異議なきかを問う。
全員	なし。
岩井教育長	日程第2、会議録承認について承認する旨を宣する。
	日程第3、教育長事務報告について上程。
	議案により19件について説明。
	質疑なきかを問う。
加藤委員長職務代理	いじめ防止委員会からの提言について補足をお願いしたい。
岩井教育長	いじめ防止委員会から、いじめの対応について、仁木中学校への提言が記載されており、仁木中学校だけではなく、すべての学校に同じことがいえるとの考えを各学校に提出、協力依頼を9点ほどお願いしています。学校の校風づくりや、いじめが発生した場合にはどのような対応するべきなのか、仁木中学校ではいじめ防止委員会と生徒指導委員会の根拠となる法律が異なる委員会を同時開催しており、それぞれの法律に基づいて委員会を開催すべきだというような内容の提言が9点ほど出されました。
全員	質疑なきかを問う。
岩井教育長	なし。
	日程第3、教育長事務報告について承認する旨を宣する。
	日程第4、議案第1号 令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第4号)教育費に関する件について上程。
	事務局に説明を求める。
和田次長	議案により説明。
岩井教育長	質疑なきかを問う。
全員	なし。
岩井教育長	日程第4、議案第1号 令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専

	決第4号) 教育費に関する件について承認する旨を宣する。
	日程第5、議案第2号 令和6年度余市郡仁木町一般会計補正補正予算(補正第1号)の教育費に関する件について上程。
	事務局により説明を求める。
和田次長	議案により説明。
岩井教育長	質疑なきか問う。
全員	なし。
岩井教育長	日程第5、議案第2号 令和6年度余市郡仁木町一般会計補正補正予算(補正第1号)の教育費に関する件について承認する旨を宣する。
	日程第6、議案第3号 仁木町社会教育委員の委嘱に関する件について上程。
	事務局により説明を求める。
和田次長	議案により説明。
岩井教育長	質疑なきか問う。
全員	なし。
岩井教育長	日程第6、議案第3号 仁木町社会教育委員の委嘱に関する件について承認する旨を宣する。
	日程第7、議案第4号 学校運営協議会委員の委嘱に関する件について上程。
	事務局に説明を求める。
和田次長	議案により説明。
岩井教育長	質疑なきか問う。
全員	なし。
岩井教育長	日程第7、議案第4号 学校運営協議会委員の委嘱に関する件について承認する旨を宣する。
	日程第8、議案第5号 仁木町学校給食運営委員会委員の委嘱に関する件及び日程第9、議案第6号 仁木町学校給食献立原案検討・物資選定委員会委員の委嘱に関する件について一括上程。
	事務局に説明を求める。
和田次長	議案により説明。
岩井教育長	質疑なきか問う。
全員	なし。
岩井教育長	日程第8、議案第5号 仁木町学校給食運営委員会委員の委嘱に関する件及び日程第9、議案第6号 仁木町学校給食献立原案検討物資選定委員会委員の委嘱に関する件について承認する旨を宣する。
	日程第10、議案第7号 银山小中学校開校準備委員会委員の選任に関する件について上程。
	事務局に説明を求める。

和田次長	議案により説明。
岩井教育長	質疑なきか問う。
全員	なし
岩井教育長	<p>日程第 10、議案第 7 号 銀山小中学校開校準備委員会委員の選任に関する件について承認する旨を宣する。</p> <p>日程第 11、議案第 8 号 仁木町立学校における働き方改革アクション・プラン（第 3 期）に関する件について上程。</p> <p>事務局に説明を求める。</p>
和田次長	議案により説明。
岩井教育長	質疑なきか問う。
朝山委員	14 ページ、学校行事の準備・運営について、外部委託の検討について補足をお願いしたい。
岩井教育長	<p>学校の先生方から外部にお願いできる環境を整えていきたいが、具体的に何をするのかとの考えは現在はなく、できるものから委託し、先生方の仕事を少しでも軽くしたいという思いがあります。例えば P T A の方々や地域の関係者などが何かできないかということ、一つ一つ検討していきます。</p> <p>平成 30 年から働き方改革について、アクション・プランを策定し、取り組んでいますが、先生方の意識が変わるまでには至っていません。少しずつ業務の縮小を図っていますが、それに代わって保護者対応などのウェイトが増えている状況にあり、結果的に帰りの時間が毎日遅くなるというような状況が生まれています。先生方の本来の役割である子どもに対しての学習支援や、学び等をやってほしいという思いで、改めてこの計画を策定しました。過去に比べてなくなった学校行事が多く、以前は音楽交歓会や陸上交流会等を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実施できていませんでした。再開の話があった際には、今まで実施してきた授業時間を確保することから、再開が難しいという声が各学校から上がっていました。</p> <p>学校の先生方の仕事が減っている部分もありますが、反面増えている部分もあります。</p> <p>中学校であれば、1 年間の授業実施が 1015 時間と決められていますが、実際は、感染症等の影響による臨時休業など、長期間の休みになることも考慮し、学校では 1085 時間で授業が組まれています。余剰時数が 70 時間、約 2 週間分に相当する時間数のため、その期間休んでも問題ないように授業が組まれています。それでも先生方の働き方改革には、繋がらない部分もあり、苦勞している状況であります。先ほどお伝えしたとおり、保護者対応がかなりのウェイトを占めており、保護者の対応はすべて教育委員会でやりますという自治体もあると聞いています。</p>

で、今回のアクション・プランで改善が見られない場合は、さらに見直しを進めていきたいと考えています。

このアクション・プランの最終ページに、仁木町内の校長、教頭、一般の先生方の時間外労働時間の状況を載せています。例えば、27 ページに校長と教頭の時間外労働時間の状況の記載があり、校長については、ほぼ時間が守られていますが、教頭は、時間外労働時間が 45 時間以内の月がほとんどない状況であります。仁木町内の学校が 4 校ありますので、25%については 1 校、50%は 2 校あることとなります。やはり教頭先生の業務がかなり増えてきているということが、数値化することによりわかるようになります。一般の先生方は、アクション・プランにより改善されていますが、1 月の時間外労働が 45 時間以内の先生が増えてきており、80 時間を超える先生もいるため、今後も更なる改善、取組を考えています。

朝山委員 時間がない中で、休憩時間を先生方がとることが書いているが、現状は取れているのか。

岩井教育長 先生方の休憩時間は、昼休みは授業時間であり、休憩時間ではないため、子どもたちが帰った後の 45 分が休憩時間となります。午後 3 時半前後からの休憩時間となりますので、休むより少しでも仕事早く終わらせたいという先生もいるとは思いますが、休憩時間中の時間には、職員会議を行わない等の対応をしています。例えば、地域おこし協力隊の方に放課後の学習支援をお願いしたときには、先生の休憩時間もあるので、先生に協力を依頼せずに、教育委員会のみで行う話もさせてもらっており、先生方には休憩時間をとっていただきたいと考えています。

朝山委員 先生方が休憩をとる場合に、別室で休むことはできないのか。

岩井教育長 職員室で休憩をとっていますが、小学校の先生であれば、朝学校へ行き、朝の会が始まる頃には自分が担任する教室にいて、その後ほとんど職員室には戻らないため、休憩のときも教室にいることが多いのが現状であります。また、最近では先生方のなり手不足について話題に挙げられており、限られた予算の中から時間外手当が支給されていないこともその要因の 1 つと考えています。時間外手当については、国では上限額を増やすことも考えているとのことですが、正式決定がされていない状況にあります。

加藤委員長  
職務代理 子どもたちとの信頼関係を築くことに重きをおくことについて、授業以外の部分で、先生が子どもと関わりの中で生まれてくるものがきっと多いと思うので、時間外勤務の減少に縛られて、早く帰らなければならないと考えることが負担に感じることや、持ち帰りの仕事についても記載があったが、例えば、テストの採点について、採点することによって、その子の苦手としているところや、支援方法が分かることもあると思う

ので、誰かに任せることによって、連携ややりとりが生じるのではないか。また、教室内でみんなと一緒にいろんなことができない子どもたちが多く、その子どもたちの親御さんも同じように生きづらさを抱えている場合が多いので、その対応を担当の先生以外で行わないと、担任の先生は大変かと思われるので、具体的に何かをやってあげることが必要なかと考えている。帰らなければならない時間に追われて、一生懸命な先生ほど、時間を守らなければならないことと子どもに行う支援業務などに挟まれている状態にあるのではと思う。

岩井教育長

一生懸命な先生ほど退勤が遅く、教育委員会でも、各学校に特別支援員を2人配置し対応していますが、年によって子どもの状況は変わるため、臨機応変な対応が必要であります。担任の先生の負担を増やすのではなく、他の先生方の支援や、教育委員会としてできる支援がまだあると思うので、早く帰ることが目的ではなく、学校全体として、教育活動を維持しながら、先生方の負担を減らすことが1番大事であるため、アクション・プランの取組みを進めながら、学校とも連携を図りたいと思っています。

渡委員

教頭先生が突出して業務量が多いのは以前からのことで、仁木町に限らないと思う。すべての市町村において、教頭先生の業務負担を減らす方法があるのかどうか。具体的な方法がないと同じ結果になり、教頭のなり手も少ない状況だと、今後、校長になる方が減ることも考えられる。仁木町のみの問題ではなく、何か具体的に教頭の業務について抜本的に見直す必要があり、具体性、実効性のあるものを現場の校長先生や教頭先生等から出してもらうことが必要になってくる。併せて、保護者にも説明し、理解していただくことはどんどんやっていったほうが良いと思う。先生は残って当たり前と考える時代の保護者たちもまだいると思うが、働き方改革は、全国どの業種でも叫ばれており、連続勤務をしないことなどは、皆さん耳にしていると思うので、先生だけが特別ではないということを保護者に理解していただくことは可能かと思う。

岩井教育長

教頭先生方の業務を減らすことは、数年前に教頭先生と事務職員の仕事を明確化するという事で、事務職員がやる仕事も教頭先生が行っていることもあり、文書化し見直すことを数年前に取り組みました。今回、養護教諭と教頭との仕事の明確化という事で見直しをしています。一方、それが教頭先生の仕事の中でどの程度のウェイトを占めているかは見えないため、すぐ改善につながるとは思っていません。去年教頭先生に2人が昇任したことも、時間外労働増加の要因の一つだと思っています。先生がいる間は教頭先生が帰宅しない状況が続いており、教頭先生の仕事が終わったら帰ってください、教頭先生が全部の責任持つ必要はないと教育委員会から学校に話しましたが、この実績を見ると、教頭先

生の時間外勤務の減少につながっていません。この状況を教育委員会として保護者に周知することにより改善したいと考えています。例えば、保護者との相談などが1時間や2時間に及ぶことも相当あり、午後5時以降の電話は少し控えてもらうなどの対応をしていただければと思っています。

今回の働き方改革アクション・プランについては、不足しているところもあると思いますので、指導を行いながら進めていければと思っています。

朝山委員  
岩井教育長

教頭先生の仕事を手伝える方を増やすことは難しいのか。

学校の先生方に余力があればいいですが、小学校など各々が担任を持って仕事をしてるということを考えると、教頭先生の業務の一部を行うことは可能かもしれませんが、直ちに教頭先生の業務負担が軽減することは難しいと考えています。一方で、中学校の場合は、部活動関連でかなり時間外勤務を実施していることがわかっていますので、地域移行することにより、先生方の空き時間が増え、教頭先生の仕事を行うことも可能だと思いますので、部活動の地域移行と併せながら、今後検討していきたいと思っています。

吉本委員

渡委員がおっしゃられたとおり、教頭先生がどの部分で時間がかかっているのか、何らかの方法で示していただけると、いただいた内容に対してアドバイス等をお示しできるし、教頭先生から、業務の見直しの要望があれば、出していただけたら、教育委員会で検討してお答えしていけるのかなと思っている。

慣例により見直しができないこともあるかと思うが、例えば、行事に出席したときのお礼のお手紙について、受け取る側はありがたいが、負担になるのであれば、私は廃止してもいいと思っている。そのような事務一つ一つがつながってるのであれば、どんなことでも教頭先生から要望を出してもらえると、教育委員会内で検討できる。教頭先生の声も聞きたいと思う。

和田次長

新しい体制になり、教頭会でいろいろと意見が出ていますので、集約し、できる部分から動いていますので、少しずつでも業務負担を軽減できるようにと思っています。

岩井教育長

お礼状の関係も数年前にやめましよう決めましたが、学校内の引継ぎ等により復活したことがありますので、来週月曜日の校長会で改めて各学校に周知することを考えています。慣例で行っているものは、教頭先生のみ判断で廃止できない部分もありますので、色々な声を出してもらい、確認しながら実施できればと思っています。例えば、教頭会は毎月リモート形式で開催していますが、リモート形式での開催により、教頭先生同士の交流がうまく進まないということも考えられることか

ら、リモート形式でやるべき部分と、対面でやるべき部分とに分けながら実施するという方法もあると思っています。学校内でも関係性等もありますので、各学校の教頭先生同士の交流で少しでも解決できればよいと考えています。

他に質疑なきか問う。

全員

なし。

岩井教育長

日程第 11、議案第 8 号仁木町立学校における働き方改革アクション・プラン第 3 期に関する件について承認する旨を宣する。

日程第 12、議案第 9 号仁木町スポーツ少年団本部補助金交付要綱の一部改正に関する件について上程。

事務局に説明を求める。

和田次長

議案により説明。

岩井教育長

質疑なきか問う。

全員

なし。

岩井教育長

日程第 12、議案第 9 号仁木町スポーツ少年団本部補助金交付要綱の一部改正に関する件について承認する旨を宣する。

日程第 13、協議案第 1 号当面する教育諸問題に関する件について上程。

本件について、秘密会として取り扱うことに意義なきか問う。

～秘密会により割愛～

岩井教育長

1 番 当面する教育書問題に関する件について承認する旨を宣する。

2 番 当面する行事日程について説明

令和 6 年度第 6 回仁木町教育委員会定例会の日程は 6 月 3 日（月）午前 9 時 30 分に開催することといたします。

運動会の日程については議案に記載

3 番 その他について説明。

質疑なきか問う。

全員

なし。

岩井教育長

日程第 13、協議案第 1 号当面する教育諸問題に関する件について協議を終了する旨を宣する。

他になきことを認め、令和 6 年度第 5 回仁木町教育委員会定例会を閉会する旨を宣する。

(閉会 午前 10 時 31 分)